

令和8年度市町村実務研修生

令和8年度の市町村実務研修生の派遣市町村は次のとおり。

地域ブロック	市町村名（期間）	備考
尾張	稲沢市（R8）	新規
海部	なし	-
知多	武豊町（R8）	新規
西三河	西尾市（R7、R8）	継続
東三河	豊橋市（R7、R8）	継続

〔これまでの経緯〕

- あいち電子自治体推進協議会にて共同でシステム開発、運営等を行うため、協議会の設立準備段階（平成13年度）から県に市町村実務研修生を派遣していただいている。
- 平成15年度のあいち電子自治体推進協議会設立後は、現在の愛知県総務局総務部情報政策課に事務局を置き、県職員及び市町村実務研修生により事務を行っている。
- 設立準備時は1名、協議会設立後は年度の業務量により3名から5名の範囲で派遣していただいていた。
- 平成16年度に市町村実務研修生の派遣ルールが承認された。（平成16年度第4回幹事会）
- 市町村合併が進んだことにより、ブロック内市町村数の偏りとブロックによる派遣実績の偏りが生じたため、平成21年度に派遣ルールの見直しを行い、平成32年度までの地域ブロック派遣ローテーションを決定した。（平成21年度第2回幹事会承認）
- 平成28年度に、派遣が一巡する令和6年度までの派遣予定市町村を決定した。（平成28年度第3回幹事会承認）
- 令和3年度に、令和7年度から令和16年度までの地域ブロック派遣割当てを決定した。（令和3年度第2回幹事会承認）
- 令和4年度に、令和7年度から令和16年度までの派遣予定市町村を決定した。（令和4年度第2回幹事会承認）
- 令和17年度以降のローテーションの考え方は、令和12年度の幹事会にて審議する。

【あいち電子自治体推進協議会 市町村実務研修生派遣ルール】 平成 21 年度第 2 回幹事会承認

(1) 派遣団体

ア 原則として地域ブロックのローテーションとし、該当のブロック内団体から派遣するものとする。

イ 偏りが解消されるまでの間、原則として尾張地区 3 名、三河地区 1 名の派遣とする。

ウ ブロック内のすべての団体が、派遣ルールにより派遣が終了した場合は、当該ブロックをローテーションから除く。

(2) 派遣期間

ア 原則として、市は 2 年間、町村は 1 年間又は 2 年間とする。

イ 市の事情により派遣期間が 1 年間となる場合は、同一ブロック内の団体で 2 年間継続するものとし、派遣期間が 1 年の場合は、別途アの派遣期間を満たすこととする。

ウ 上記ア及びイは、平成 16 年度第 4 回幹事会に承認された派遣ルール以降においても適用する。

(3) 派遣ローテーション

別添(※)の派遣ローテーションによることとし、協議会事務局の業務量により、市又は町村から派遣することとする。※本資料では省略

(4) ブロック内での派遣ルール

各ブロックにおいて定めるものとする。

【あいち電子自治体推進協議会 市町村実務研修生 令和7年度以降の派遣ルール】

令和 3 年度第 2 回幹事会承認

(1) 派遣団体

原則として地域ブロックのローテーションとし、該当ブロック内の市町村から派遣するものとする。

(2) 派遣期間

ア 原則として、市は 2 年間、町村は 1 年間又は 2 年間とする。

イ 事情により派遣期間を 1 年間とする市がある場合は、同一ブロック内の団体で代わりに職員を派遣するものとし、同一ブロックにて別添の派遣ローテーション表の派遣期間を満たすこととする。

(3) ブロック別の派遣ローテーション

別添(※)の派遣ローテーション表によることとする。※本資料では省略

(4) ブロック内での派遣ルール

各ブロックにおいて定めるものとする。

◆市町村実務研修生 これまでの派遣実績及び今後の派遣予定

	尾張				三河					派遣 団体数
	尾 張	海 部	知 多	計	西三河	(豊田加茂)	東三河	(新城設楽)	計	
当初の市町村数	26	13	10	49	12	7	10	9	38	
現在の市町村数	18	7	10	35	10		8		18	
H13年度			大府市	1					0	1
H14年度				0	西尾市				1	1
H15年度		美和町	東海市	2			豊橋市		1	3
H16年度	東郷町	蟹江町	東海市	3			豊橋市		1	4
H17年度	東郷町			1	岡崎市		豊川市	作手村/新城市	3	4
H18年度		津島市		1	岡崎市	豊田市	豊川市	東栄町	4	5
H19年度	稲沢市	津島市	半田市	3			蒲郡市		1	4
H20年度	一宮市		半田市	2	安城市		蒲郡市		2	4
H21年度	一宮市	愛西市		2	安城市			新城市	2	4
H22年度	瀬戸市	愛西市		2			田原市	設楽町	2	4
H23年度	瀬戸市	弥富市	阿久比町	3			田原市		1	4
H24年度	春日井市	弥富市	常滑市	3	碧南市				1	4
H25年度	春日井市	長久手市	常滑市	3	碧南市				1	4
H26年度	犬山市	長久手市	東浦町	3	刈谷市				1	4
H27年度	犬山市	江南市	大治町	3	刈谷市				1	4
H28年度	豊山町	江南市	飛島村	3	知立市				1	4
H29年度	小牧市	尾張旭市	東海市	3	知立市				1	4
H30年度	小牧市	尾張旭市	東海市	3	みよし市				1	4
R元年度	岩倉市	豊明市	南知多町	3	みよし市				1	4
R2年度	岩倉市	豊明市	大府市	3	高浜市				1	4
R3年度	大口町	日進市	大府市	3	高浜市				1	4
R4年度	稲沢市	日進市	あま市	3	幸田町				1	4
R5年度	清須市	北名古屋	あま市	3	豊田市				1	4
R6年度	清須市 扶桑町 北名古屋			3			豊根村		1	4
R7年度	東郷町		美浜町	2	西尾市		豊橋市		2	4
R8年度	稲沢市		武豊町	2	西尾市		豊橋市		2	4
R9年度	稲沢市	一宮市		2	岡崎市		東栄町		2	4
R10年度	瀬戸市	一宮市	蟹江町	3	岡崎市				1	4
R11年度	瀬戸市		大治町 知多市	3	安城市				1	4
R12年度	春日井市	長久手市	知多市	3	安城市				1	4
R13年度	春日井市	長久手市		2	碧南市		豊川市		2	4
R14年度	犬山市	津島市		2	碧南市		豊川市		2	4
R15年度	犬山市	津島市	半田市	3	刈谷市				1	4
R16年度	江南市	豊山町	半田市	3	刈谷市				1	4

<補記>

※平成27(2015)年度から、豊田加茂ブロックを西三河ブロックに、新城設楽ブロックを東三河ブロックに統合した。

※令和17(2035)年度以降のローテーションの考え方は、令和12(2030)年度の幹事会にて審議する。